

## 規定集（抜粋）

### 入会金及び会費に関する規程

（目 的）

#### 第1条

この規程は、定款第7条に基づき、この法人の会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会金及び年会費）

#### 第2条

会員は、会員種別に応じ、入会するときに下記各号の入会金を納入しなければならない。

- 一、 正会員 10,000 円
- 二、 賛助会員 10,000 円

2 会員は、会員種別に応じ、毎年下記各号の会費を納入しなければならない。

- 一、 正会員 年額 8,000 円
- 二、 賛助会員 年額 8,000 円

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（会費の用途）

#### 第3条

前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の40パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（改 正）

#### 第4条

この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

付則

本規程は、定款の効力発生日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。

（平成23年6月19日通常総会議決）

# 基本財産管理規程

(目的)

## 第1条

この規程は、公益社団法人日本伝統俳句協会（以下「協会」という）の基本財産の管理、運用、並びに処分についての必要な事項を定める。

(基本財産)

## 第2条

基本財産とは、定款第36条第2項に定めるものを指し、定款第4条の公益目的事業を行うために保有する。

- 2 基本財産は、貸借対照表及び財産目録上、基本財産として特定される。
- 3 基本財産の運用益は、定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(管理責任者)

## 第3条

基本財産の管理責任者は、会長とする。

(基本財産の維持管理及び処分)

## 第4条

基本財産のうち現金は、確実な金融機関に定期預金として預け入れ、もしくは信託会社に信託し、又は国公債等の確実な有価証券にかえて保管するものとする。

- 2 基本財産は、公益目的事業に資するために、処分又は担保に提供することができる。この処分又は担保提供については、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 3 前項のほか、基本財産は、協会の経営・収支状況に照らしてやむを得ないと認められる理由がある場合に限り、処分又は担保に提供することができる。ただしこの処分又は担保提供については、理事会において、決議に加わることのできる理事の4分の3以上の決議を得なければならない。

(規程の改正)

## 第5条

この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

付則

- 1 この規程は、平成24年6月24日から施行する。

# 役員報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

## 第1条

この規程は、定款第17条に基づき、役員報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

## 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- 2 「常勤役員」とは、役員のうち、協会事務局を主たる勤務場所として、週5日以上出勤する者をいう。
- 3 「非常勤役員」とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 4 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし  
て受け取る財産上の利益をいい、謝金や費用とは明確に区分されるものとする。
- 5 「謝金」とは、選句料、講師料等、協会が実施する各種事業にかかる謝礼金をいい、別途「謝金等に関する規程」に定めるものをいう。
- 6 「費用」とは、交通費等、職務の執行にあたって必要となる経費をいう。

(役員報酬)

## 第3条

協会の役員が、協会の理事又は監事として、理事会及び常務理事会に出席した場合は、一人1回につき2,400円を報酬として支給することができる。

(費 用)

## 第4条

前条の場合、役員が当該会議に出席するために要する交通費等の実費相当額を、費用として支給することができる。

(公 表)

## 第5条

協会は、本規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

## 第6条

この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

#### 付則

本規程は、定款の効力発生日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。

（平成23年6月19日通常総会議決）

この規程の改正は、平成24年6月24日に社員総会決議し、即日施行する。